

財政援助団体等監査結果に関する報告

第1 監査の基準

この監査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

第2 監査の対象

次のとおりである。

1	浜松市自主防災隊連合会(財政援助団体監査) ・監査対象負担金 浜松市自主防災隊連合会事業負担金(令和元年度分) ・負担金の所管課 危機管理監 危機管理課
2	浜松市中央卸売市場協力会(財政援助団体監査) ・監査対象負担金 浜松市中央卸売市場協力会負担金(令和元年度分) ・負担金の所管課 産業部 中央卸売市場
3	西部地域メディカルコントロール協議会(財政援助団体監査) ・監査対象負担金 西部地域メディカルコントロール協議会負担金(令和元年度分) ・負担金の所管課 消防局 警防課
4	天竜川下流用水協議会(財政援助団体監査) ・監査対象分担金 天竜川下流用水協議会分担金(令和元年度分) ・分担金の所管課 産業部 農地整備課
5	舘山寺温泉観光協会(財政援助団体監査) ・監査対象補助金 浜松市観光振興事業費補助金(令和元年度分) ・補助金の所管課 産業部 観光・シティプロモーション課
6	東海ビル管理株式会社(公の施設の指定管理者監査) ・公の施設 浜松市立勤労青少年ホーム ・施設の所管課 産業部 産業総務課
7	ヤタロー・共同グループ(公の施設の指定管理者監査) ・公の施設 浜松市総合産業展示館 ・施設の所管課 産業部 産業振興課
8	株式会社時之栖(公の施設の指定管理者監査) ・公の施設 浜松市フルーツパーク ・施設の所管課 産業部 農業水産課

第3 監査の範囲

1 財政援助団体については、令和元年度に執行された本市からの負担金、分担金及び補助金の交付に係る出納その他の事務について監査を実施した。

また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

2 公の施設の指定管理者については、令和元年度及び令和2年度に執行された管理業務全般について監査を実施した。

また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

第4 監査の期間

令和2年11月2日から令和3年2月24日まで

第5 監査の着眼点及び実施内容

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務について、本市の財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを着眼点とし、検証した。

監査手続については、監査対象部局及び団体から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係者から説明を聴取し、関係法令等に基づき適正に執行されているかについて監査を行った。

なお、市が団体の事務局を担っていない財政援助団体監査については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から団体への訪問調査は実施しなかった。

第6 監査の結果

対象事務の執行について、本市の財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかの観点から調査した結果、これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

第7 財政援助団体等監査の結果に基づく意見について

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

株式会社時之栖(公の施設の指定管理者監査)

公の施設 浜松市フルーツパーク

所管課 産業部農業水産課

浜松市フルーツパークは、株式会社時之栖が指定管理者として運営を行っており、民間活力を生かし、様々な設備投資をして自主事業を行うなど、集客力の向上を図っている。

農業水産課は、新型コロナウイルス感染症の影響により入園者数の大幅な減少が見込まれるなか、指定管理事業と自主事業の内容を確認し、当該指定管理者と十分な協議を行うとともに、その収支状況を的確に把握し、観光施設的な要素を取り入れた農業振興施設として産業部内での連携を強化することにより、安定して魅力ある施設運営を行うことができるよう努められたい。

第8 監査対象の概要

監査対象の財政援助団体等の概要は次のとおりである。

1 浜松市自主防災隊連合会(財政援助団体監査)

(1) 負担金対象者

浜松市中区元城町 103 番地の 2

浜松市自主防災隊連合会

会長 田口 博

(2) 負担金の概要

負担金名	浜松市自主防災隊連合会事業負担金(令和元年度分)
負担金の目的	自主防災隊の育成、指導その他防災対策に関する諸事業を実施することにより、自主防災隊相互の緊密な連携強化を図り、地域社会の防災対策を推進する。
負担金交付対象	総会費、会議費、事務費、事業費(研修会、助成費)等
負担金額	2,100,000 円
所管課	危機管理監 危機管理課

2 浜松市中央卸売市場協力会(財政援助団体監査)

(1) 負担金対象者

浜松市南区新貝町 239 番地の 1

浜松市中央卸売市場協力会

会長 川村 雅美

(2) 負担金の概要

負担金名	浜松市中央卸売市場協力会負担金(令和元年度分)
負担金の目的	市場の秩序の保持及び改善に協力し、市場内事業者の適正な業務の運営と相互の親睦を図り、もって市場の健全な発展に寄与する。
負担金交付対象	清掃費、総務費、市場まつり運営費等
負担金額	21,012,000 円
所管課	産業部 中央卸売市場

3 西部地域メディカルコントロール協議会(財政援助団体監査)

(1) 負担金対象者

浜松市中区下池川町 19 番 1 号
西部地域メディカルコントロール協議会
会長 滝浪 實

(2) 負担金の概要

負担金名	西部地域メディカルコントロール協議会負担金(令和元年度分)
負担金の目的	救急業務の一層の高度化を推進するため消防機関と医療機関の連携強化やメディカルコントロール体制の構築を推進し、救急活動及び救急医療の質の向上を図る。
負担金交付対象	運営負担金、事後検証負担金、病院実習負担金、特定行為負担金、事業費負担金
負担金額	9,103,000 円
所管課	消防局 警防課

4 天竜川下流用水協議会(財政援助団体監査)

(1) 分担金対象者

磐田市見付 3599 番地の 4
天竜川下流用水協議会
会長 鈴木 康友

(2) 分担金の概要

分担金名	天竜川下流用水協議会分担金(令和元年度分)
分担金の目的	天竜川下流地域の農業用水を始め、工業用水、上水道水の安定取水と関係機関及び会員相互の連絡調整を図り、造成施設の適切な維持管理に努め、もって沿岸住民の福祉と、地域産業の振興に寄与する。
分担金交付対象	会議費、事業費、事務費等
分担金額	2,305,000 円
所管課	産業部 農地整備課

5 館山寺温泉観光協会(財政援助団体監査)

(1) 補助金対象者

浜松市西区館山寺町 1832 番地の 1

館山寺温泉観光協会

会長 金原 貴

(2) 補助金の概要

補助金名	浜松市観光振興事業費補助金(令和元年度分)
補助金の目的	市内の観光協会が実施する誘客事業、宣伝事業等を支援することにより、本地域の観光交流客数拡大を図る。
補助金交付対象	広報宣伝活動費、イベント開催事業費、観光施設維持管理経費等
補助金額	5,000,000 円
補助率	50%以内
所管課	産業部 観光・シティプロモーション課

6 東海ビル管理株式会社(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者

浜松市東区和田町 708 番地の 1

東海ビル管理株式会社

代表取締役 高橋 一博

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市立勤労青少年ホーム
所在地	浜松市中区船越町 11 番 11 号
施設の概要	鉄筋コンクリート造 2 階建 敷地面積 : 8,868.07 m ² 延床面積 : 2,932.12 m ² ホール、テニスコート(2面)、体育館、会議室(5室)等
指定期間	平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
指定管理料	16,078,130 円(令和元年度) 16,866,000 円(令和 2 年度)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 管理施設の利用の許可に関する業務 イ 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務 ウ 管理施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 エ 浜松市立勤労青少年ホーム条例第 3 条に規定される事業 オ 青少年ホームの利用に伴う勤労青少年団体及び勤労青少年福祉関係団体等の認定について管理要綱に定める業務 カ 上記のほか、市長が必要があると認める業務
所管課	産業部 産業総務課

7 ヤタロー・共同グループ(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者

浜松市東区丸塚町 169 番地

ヤタロー・共同グループ

代表者 浜松市東区丸塚町 169 番地

株式会社ヤタロー

代表取締役 中村 伸宏

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市総合産業展示館
所在地	浜松市東区流通元町 20 番 2 号
施設の概要	敷地面積：15,845.19 m ² 本館…鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建 延床面積：5,122.13 m ² 展示場、商談室等 北館…鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 5 階 延床面積：3,598.16 m ² 常設展示場、会議室、ホール等
指定期間	平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
指定管理料	なし 毎年度 26,000 千円及び自主事業を含む売上の 1%を市に納付
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 施設の運営及び維持管理に関する業務 イ 浜松市総合産業展示館条例第 3 条の 3 第 2 項に規定する業務 ウ 施設の適正な維持管理のための仕様書に記載する業務 エ 上記のほか、市長が必要があると認める業務
所管課	産業部 産業振興課

8 株式会社時之栖(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者

御殿場市神山 719 番地

株式会社時之栖

代表取締役 庄司 清和

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市フルーツパーク
所在地	浜松市北区都田町 4263 番地の 1
施設の概要	敷地面積：413,968.53 m ² 温室、果樹園、緑地、建物、工作物、駐車場(800 台)等
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
指定管理料	83,335,546 円(令和元年度) 87,446,000 円(令和 2 年度)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 浜松市フルーツパーク条例第 3 条各号に掲げる事業に関する業務 イ フルーツパークの施設及び設備の利用料金の徴収に関する業務 ウ フルーツパークの施設及び設備の維持管理に関する業務 エ 上記のほか、市長が必要があると認める業務
所管課	産業部 農業水産課